

藤岡市農業委員会

令和6年第6回

定例会議事録

令和6年6月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和6年6月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第 32号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 33号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (3名)

2番 神田 隆 16番 黒澤 松博 18番 齋藤 今朝夫

[事務局]

事務局 長 横田 道明
係 長 春山 崇
係 長 代 理 笠原 諒亮

事務局 次 長 真下 和弘
係 長 代 理 宮原 優雅子

(開会13時26分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第6回定例会を進行させていただきます。開会前にご報告いたします。3月定例会、議案第13号整理番号1番、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、許可申請のあった上戸塚の農地の一部が駐車場用地として利用されておりました。現状復旧を求めている案件ですが、令和6年4月30日に申請業者より現状復旧したとの連絡があり、事務局及び会長、職務代理及び各班長と確認し、5月8日付けで許可書を交付したことをご報告いたします。また、同じく3月定例会、議案第15号整理番号6番、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、過去に3条による許可を得ていながら、転用を行

うことについての説明が不十分として保留となっていた、東平井の太陽光発電施設設置用地につきましては令和 6 年 5 月 20 日に取下げの申請があり、同日付で受理いたしましたことを報告いたします。本日の下審査につきましては、東庁舎 2 階の会議室を用意しております。1 班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 6 年第 6 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11 番折茂委員、13 番川村委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)

(再開13時50分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、下栗須の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地 1 筆、面積 949 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、藤岡の I さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上日野の農地 1 筆、面積 714 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 29 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 29 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 29 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、市内の法人が、隣接する小林の農地を賃貸借にて取得し、露天資機材置場及び駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 948 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、三波川の Y さんが、三波川の農地を贈与にて取得し、山林用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 867 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 30 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 30 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 30 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 4 ページをご覧ください。議案第 31 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 31 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 31 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 31 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 32 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 11 件です。

以上で、議案 32 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、議案第 32 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 33 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願ひます。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 33 号農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を公表するもので農業委員会の決定を求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第 37 条の規定により、その結果を公表することされておりますことから案を作成したものです。8 ページをご覧ください。別紙様式 5、令和 5 年 4 月 1 日の農業委員会の状況でございます。農業委員会の状況ですが、1 は昨年度の改選前の状況でございます。2 といたしまして農家・農地等の概要については、2020 年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の実施状況、1 の最適化活動の成果目標、(1) の農地の集積ですが、令和 5 年 4 月 1 日の、管内の農地面積 1730ha に対し、これまでの集積面積 635ha で、集積率 36.7%となっており、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となっております。目標については、藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和 9 年度末を目標年度とし、集積率 45.0%としております。令和 5 年度は、新規集積面積 36ha を目標とし、前年度末の集積面積 635ha との合計で 671ha といたしましたが、実績といたしまして、新規集積面積は 31ha、実績は目標に届きませんでした。ベースとなる農地面積が 1,660ha と減少したため、集積率は 40.1%、目標に対する達成状況につきましては 103.4%となりました。9 ページをご覧ください。次に (2) の遊休農地の発生防止・解消ですが、令和 4 年度利用状況調査により判明した遊休農地 35.1ha、緑区分 28.2ha、黄区分 6.9ha であり、調査の円滑な実施と土地所有者への指導徹底が必要です。目標として緑区分は、令和

3 年度に確認された遊休農地を 5 年間で解消することを目標とするため 21.7ha の 5 分の 1、4.3ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっていますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。緑区分の遊休農地の解消目標面積 4.3ha につきましては、解消実績面積といたしまして 5.8ha、134.9%の達成状況、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地 8.0ha につきましては、0.3ha の解消となりました。皆様に調査していただきました実施時期、取りまとめ時期につきましては以下のとおりとなっております。(3) の新規参入の促進ですが、令和 2 年度から令和 4 年度の新規参入者の状況で新規参入者の農地及び農業用施設の取得が課題でございました。また、権利移動面積の目標につきましては、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 ヶ年の平均の 1 割以上を目標とするとされておりますので 3.4ha となります。令和 5 年度の実績といたしましては、参入経営体が 9 経営体、取得農地面積は 1.3ha でございました。次に 10 ページをご覧ください。最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定したものでございます。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、最低でも月 6 日以上ということでありましたので、6 日としたものでございます。活動実績といたしましては、活動強化月間を 3 回設定し、8 月から 10 月を、遊休農地解消の目標、活動強化月間とさせていただいたものです。新規参入相談会への参加につきましては、11 月 26 日に JA 主催の相談会へ参加させていただきました。最後に 11 ページをご覧ください。大項目Ⅲの事務の実施状況ですが、月に 1 回の定例会、7 月に改選に伴う総会等の実施回数、法定許可事務の件数及び権限移譲事務の件数等でございます。ご確認ください。また、最後の違反転用への対応ですが、違反面積については農業委員会からの措置命令を行ったものでカウントしておりますので、0 件となっております。現在関係機関で調整している案件については含まれていませんので、ご了承ください。以上で、議案第 33 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第 33 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 11 号・12 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。報告第 11 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 1 件ございます。詳細については 13 ページの一覧表でご確認ください。続きまして、報告第 12 号ですが、議案書 14 ページから 15 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 7 件、耕作証明が 1 件、許可取消が 2 件の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 6 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 07 分)